

平成26年9月5日 開 会
平成26年9月19日 閉 会
平成26年9月 定例会

川南町議会議録

川南町議会事務局

平成26年第5回(9月)川南町議会定例会会期表〔15日間〕

| 目次 | 月日 | 曜 | 摘 要 |
|--------|-------|---|--|
| 第 1 日 | 9月5日 | 金 | 開 会 本会議(議案上程・提案理由説明) |
| 第 2 日 | 9月6日 | 土 | 休会 |
| 第 3 日 | 9月7日 | 日 | 休会 |
| 第 4 日 | 9月8日 | 月 | 議案熟読 |
| 第 5 日 | 9月9日 | 火 | 本会議(一般質問 : 6人) |
| 第 6 日 | 9月10日 | 水 | 本会議(議案質疑・委員会付託)委員会 |
| 第 7 日 | 9月11日 | 木 | 本会議(議案第57号委員長報告・討論・採決) 特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計) |
| 第 8 日 | 9月12日 | 金 | 特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計) |
| 第 9 日 | 9月13日 | 土 | 休会 |
| 第 10 日 | 9月14日 | 日 | 休会 |
| 第 11 日 | 9月15日 | 月 | 休会 |
| 第 12 日 | 9月16日 | 火 | 特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計) 委員会 |
| 第 13 日 | 9月17日 | 水 | 委員会 |
| 第 14 日 | 9月18日 | 木 | 委員会 |
| 第 15 日 | 9月19日 | 金 | 本会議(委員長報告・討論・採決) |

目 次

| | |
|--|-----|
| 告 示 | 1 |
| 応招議員・不応招議員 | 1 |
| <i>第1号 (9月5日)</i> | |
| 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 | 4 |
| 開 会 | 5 |
| 諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名 | 5 |
| 提案上程・提案理由説明(議案第40号～第42号) | 5 |
| 提案上程・提案理由説明(議案第43号～第46号) | 6 |
| 提案上程・提案理由説明(議案第49号～第56号) | 9 |
| 提案上程・提案理由説明(議案第57号) | 15 |
| 諮問第1号・提案理由説明(人権擁護委員の推薦について) | 16 |
| 同意第1号・提案理由説明(固定資産評価審査委員会委員の選任について) | 16 |
| 提案上程・提案理由説明(認定第1号～第3号) | 16 |
| 報告第8号(財政健全化判断比率及び資金不足比率について) | 25 |
| 閉 会 | 27 |
| <i>第2号 (9月9日)</i> | |
| 本日の会議に付した事件 | 28 |
| 出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 | 29 |
| 開 会 | 30 |
| 一般質問 | 30 |
| 1 中 津 克 司 | 30 |
| 2 米 山 知 子 | 40 |
| 3 山 下 壽 | 53 |
| 4 内 藤 逸 子 | 59 |
| 5 川 上 昇 | 71 |
| 6 児 玉 助 壽 | 81 |
| 閉 会 | 91 |
| <i>第3号 (9月10日)</i> | |
| 本日の会議に付した事件 | 92 |
| 出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 | 93 |
| 開 会 | 94 |
| 議案質疑・委員会付託(議案第 40号～第42号) | 94 |
| 議案質疑・委員会付託(議案第 43号～第46号) | 95 |
| 議案質疑・委員会付託(議案第 47号) | 98 |
| 議案質疑・委員会付託(議案第 48号) | 99 |
| 議案質疑・委員会付託(議案第 49号～第56号) | 107 |
| 議案質疑・委員会付託(議案第 57号) | 110 |
| 議案質疑・委員会付託(認定第 1号～第3号) | 111 |
| 閉 会 | 112 |

第4号 (9月11日)

| | |
|----------------------|-----|
| 本日の会議に付した事件 | 113 |
| 出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 | 114 |
| 開 会 | 115 |
| 委員長報告・討論・採決(議案第 57号) | 115 |
| 閉 会 | 116 |

第5号 (9月19日)

| | |
|----------------------------|-----|
| 本日の会議に付した事件 | 117 |
| 出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 | 119 |
| 開 会 | 120 |
| 委員長報告・討論・採決(議案第40号～第42号) | 120 |
| 委員長報告・討論・採決(議案第43号～第46号) | 122 |
| 委員長報告・討論・採決(議案第47号) | 124 |
| 委員長報告・討論・採決(議案第48号) | 125 |
| 委員長報告・討論・採決(議案第49号～第52号) | 126 |
| 委員長報告・討論・採決(議案第53号～第56号) | 127 |
| 諮問第1号(人権擁護委員)採決 | 132 |
| 同意第1号(固定資産評価審査委員会委員)採決 | 133 |
| 委員長報告・討論・採決(認定第1号～第3号) | 134 |
| 発議第4号(意見書)・討論・採決 | 142 |
| 議員派遣の件について | 143 |
| 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について | 143 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について | 143 |
| 閉 会 | 144 |

川南町告示第105号

平成26年第5回(9月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月2日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 平成26年9月5日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 中津克司君 | 2番 | 河野幸夫君 |
| 3番 | 濱本義則君 | 4番 | 川上昇君 |
| 5番 | 林光政君 | 6番 | 川越忠明君 |
| 7番 | 内藤逸子君 | 8番 | 児玉助壽君 |
| 9番 | 米山知子君 | 10番 | 税田榮君 |
| 11番 | 山下壽君 | 12番 | 徳弘美津子君 |
| 13番 | 竹本修君 | | |

○ 不応招議員(なし)

平成26年第5回(9月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成26年9月5日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年9月5日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(米山知子・税田 榮) |
| 日程第4 | 議案第 40号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第5 | 議案第 41号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案第 42号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第7 | 議案第 43号 川南町税条例等の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 45号 川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 46号 川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 47号 財産(備品)の無償譲渡について |
| 日程第12 | 議案第 48号 財産(土地)の処分について |
| 日程第13 | 議案第 49号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第14 | 議案第 50号 平成26年度川南町国民健康事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第 51号 平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第 52号 平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第 53号 平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 議案第 54号 平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 議案第 55号 平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |

- | | | |
|-------|---------|------------------------------|
| 日程第20 | 議案第 56号 | 平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第21 | 議案第 57号 | 平成25年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について |
| 日程第22 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第23 | 同意第 1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第24 | 認定第 1号 | 平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第25 | 認定第 2号 | 平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について |
| 日程第26 | 認定第 3号 | 平成25年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第27 | 認定第 4号 | 平成25年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について |

出席議員(13名)

| | |
|------------|--------------|
| 1番 中津 克司 君 | 2番 河野 幸夫 君 |
| 3番 濱本 義則 君 | 4番 川上 昇 君 |
| 5番 林 光政 君 | 6番 川越 忠明 君 |
| 7番 内藤 逸子 君 | 8番 児玉 助壽 君 |
| 9番 米山 知子 君 | 10番 税田 榮 君 |
| 11番 山下 壽 君 | 12番 徳弘 美津子 君 |
| 13番 竹本 修 君 | |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------------|----------------|--------------|
| 町 長 |日高 昭彦 君 | 副町長 |山村 晴雄 君 |
| 教育長 |木村 誠 君 | 会計管理者・ 会計課長 |橋本 正夫 君 |
| 総務課長 |諸橋 司 君 | まちづくり課長 |永友 尚登 君 |
| 産業推進課長 |押川 義光 君 | 農地課長 |新倉 好雄 君 |
| 建設課長 |村井 俊文 君 | 環境水道課長 |大山 幸男 君 |
| 町民健康課長 |三角 博志 君 | 教育課長 |米田 政彦 君 |
| 福祉課長 |篠原 浩 君 | 税務課長 |杉尾 英敏 君 |
| 代表監査委員 |中村 守 君 | | |

午前9時00分開議

○議長（竹本 修君） おはようございます。

ただ今から平成26年、第5回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から19日までの15日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から19日までの15日間に決定しました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、米山知子君及び税田榮君を指名します。

日程第4 議案第40号 「川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第5 議案第41号 「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第6 議案第42号 「川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第40号から議案第42号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第40号は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条による改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準として定められた厚生労働省令の規定に従い、又は参考にし、市町村が定めるべき基準について条例を定めるものでございます。

次に議案第41号は、子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項の規定により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準として定められた内閣府令の

規定に従い、又は参考にし、市町村が定めるべき基準について条例を定めるものでございます。

次に議案第42号は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条による改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準として定められた厚生労働省令の規定に従い、又は参考にし、市町村が定めるべき基準について条例を定めるものでございます。

以上3議案、詳細につきましては、福祉課長及び教育課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長（篠原 浩君） 議案第40号及び議案第41号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第40号は、平成27年4月よりスタートする子ども・子育て支援新制度の中で、少人数の単位で0～2歳の子供をあずかる地域型保育事業として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が市町村認可事業として設けられました。その事業の認可を行う際の最低基準として、厚生労働省令の規定に従い、又は参考にし、地域の実情に応じて定めるものです。

なお、現在において、川南町にはこれらの家庭的保育事業等に該当する事業所はありません。

次に議案第41号は、平成27年4月よりスタートする子ども・子育て支援新制度の中で教育・保育の質を確保するため利用定員や運営基準等の適格性を町が確認する制度が設けられ、市町村の確認を受けた教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業）が給付の対象となります。市町村が確認を行う際の基準として、内閣府令の規定に従い、又は参考にし、地域の実情に応じて定めるものです。

以上で議案第40号及び議案第41号の補足説明を終わります。

○教育課長（米田 政彦君） 議案第42号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この条例は、児童クラブを実施するにあたり、職員の人数や資格に関することについては厚生労働省令で定める基準を最低基準として定め、それ以外のことについては厚生労働省令の規定に従い、又は参考にし、地域の実情に応じて定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第7 議案第43号 「川南町税条例等の一部改正について」

日程第8 議案第44号 「川南町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第9 議案第45号 「川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について」

て」

日程第10 議案第46号 「川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」

以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第43号から議案第46号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第43号は、地方税法等の一部改正に伴い、関連する川南町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、及び軽自動車税の税率の引き上げが主なものでございます。

次に議案第44号は、国民健康保険税所得割の算定方式が見直されたことと、改正された地方税法にあわせ、関連する川南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。今回の主な改正につきましては、本文方式と呼ばれていた算定方式が廃止されたことに伴う規定の整備や、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が改組されたことに伴う規定の整備であります。

次に議案第45号は、老朽化して使用されていない新茶屋プール、唐瀬原児童プール及び国光原児童プールを解体撤去するため、川南町プール条例及び川南町児童プール条例から削除するものでございます。

議案第46号は、条文中の「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されましたことに伴う改正のほか、条文の整備を行うものでございます。

以上4議案、補足説明のある議案につきましては担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○税務課長（杉尾 英敏君） 議案第43号につきまして、その補足説明を申し上げます。

今回の主な改正につきましては、法人住民税法人税割の税率に係る改正であります。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資に繰り入れるため、法人住民税法人税割の税率を現行より2.6%引き下げようとするものです。

次に、消費税引き上げに伴い、自動車取得税が引き下げられたことにより、川南町への自動車取得税交付金が減額になります。その減額分を補うために、政令で示されている基準に従い、軽自動車税の税率を引き上げようとするものであります。平成27年度以降に新規取得される三輪以上の軽自動車の新車の税率を、自家用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げ、平成27年度課税分から適用しようとするものです。そのため、平成26年度までに取得した三輪以上の軽自動車税については、改正前の税率を適用することとなります。

また、原付、軽二輪及び小型二輪等は税率を1.5倍、最低2,000円に引き上げ、平成27年度課税分から適用しようとするものであります。

次に、軽自動車税のグリーン化を進める観点から、平成28年度時点で、14年を経過した三輪以上の軽自動車について、その税率を約1.2倍に引き上げようとするものであります。以上で補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第11 議案第47号 「財産（備品）の無償譲渡について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第47号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、平成24年度から25年度の2か年で取り組みました国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）により購入しました尾鈴土地改良区連合の運営に必要な備品を、尾鈴畑かん事業の用に供するため尾鈴土地改良区連合に無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、農地課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い致します。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第47号につきまして、その補足説明を申し上げます。

まず、国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の概要について御説明いたします。

この事業は、国営事業完了2か年前から国営造成施設の操作運転の習得、同施設の管理運営を受託する土地改良区の運営に必要な備品を購入することを主な目的とした事業でございます。補助割合は、国60%、県20%、地元（川南町、都農町、高鍋町）20%でございます。事業の実施主体は、市町村又は土地改良区等となっておりますが、事業採択申請時点で、まだ、尾鈴土地改良区連合が設立されておりませんでしたので、川南町が、都農町、高鍋町から事務の委託を受け事業実施主体となり、事業に取り組んだところでございます。

したがいまして、国営造成施設の管理受託をおこなっている尾鈴土地改良区連合に関する備品につきましては、事業実施主体であります川南町の所有となっておりますので、事業の完了に合わせて尾鈴土地改良区連合に無償で譲渡しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12 議案第48号 「財産（土地）の処分について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第48号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、アルファチャーラー株式会社 代表取締役 吉岡伸一郎氏を相手方とし、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い致します。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（諸橋 司君） 議案第48号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案についてこれまでの経過を申し上げます。

平成26年1月末に払下げの相談を受けました。払下げについては、いろいろクリアしなければならない条件があり、その条件を提示しました。

まず、林地開発の協議、次に菅原地区の水利権者の同意取得、払下げを申請する町有地の隣接者の同意取得、原因者負担での現地測量、以上の条件がクリアでき、仮契約が締結できましたので議会に提案するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第13 議案第49号 「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」

日程第14 議案第50号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第15 議案第51号 「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第16 議案第52号 「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第17 議案第53号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第18 議案第54号 「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」

日程第19 議案第55号 「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

日程第20 議案第56号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」

以上、8議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本8議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第49号から議案第56号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第49号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,098万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76億516万7,000円とするものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

分担金及び負担金は、5,752万円の増額で農林水産業施設災害復旧費分担金5,680万円、

国庫支出金は、7,662万円の増額で公共土木施設災害復旧費5,655万円、保育士等処遇改善臨時特例事業、621万3,000円、社会保障・税番号制度システム整備事業954万6,000円、県支出金は、1億6,356万円の増額で農業用施設災害復旧費1,560万円、農地災害復旧費1億4,000万円、財産収入1,584万2,000円は土地売払収入、繰入金は、介護保険特別会計繰入金1,103万7,000円、川南町復興対策基金繰入金1,863万6,000円、繰越金は、前年度繰越金1億978万3,000円、諸収入は、1,119万円の増額で、青色パトロールカー導入負担金672万円、町債は、1億2,680万円の増額で公共土木施設災害復旧債3,390万円、農林水産業施設災害復旧債9,210万円を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

議会費から教育費までの人件費に係る部分は、人事異動に伴う分と会計間の調整によるものでございます。

総務費は、1億3,687万2,000円の増額で公共施設等整備基金積立金1億752万4,000円、定住促進持家取得助成1,200万円、総合行政システム改修委託料964万8,000円、青色パトロールカー導入負担金840万円が主なものでございます。

民生費は、1,193万4,000円の増額で一時預かり事業補助金282万9,000円、保育士処遇改善臨時特例事業委託料768万5,000円が主なものでございます。

衛生費は、656万2,000円の減額で水道管理費繰出金160万円の減額が主なものでございます。

農林水産業費は、2,579万7,000円の増額で農地制度実施円滑化事業委託料142万6,000円、尾鈴地域農業再生協議会補助金225万円、直接支払推進費補助金362万円、農道補修工事請負費2,000万円が主なものでございます。

商工費は、2,320万5,000円の増額で工業用水貯水槽清掃業務委託料111万1,000円、プレミアム付商品券発行事業補助金2,000万円が主なものでございます。

土木費は、64万2,000円増額いたしました。

教育費は、527万5,000円の増額で学校管理費の設計委託料197万3,000円、湿原整備設計委託料324万円、川南運動公園内児童遊園の遊具改修工事請負費108万円が主なものでございます。

災害復旧費は、3億9,104万4,000円の増額で農業用施設災害復旧工事請負費3億400万円、道路橋りょう災害復旧工事請負費7,112万2,000円、河川災害復旧工事請負費1,366万2,000円が主なものでございます。

第2表債務負担行為は、都市計画マスタープラン策定業務委託料で平成27年度までの限度額を設定するものでございます。第3表地方債補正は、災害復旧債の追加と県営事業負担金の限度額の変更を行うものでございます。

次に議案第50号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,657万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,039万6,000円とするものです。

歳入では繰越金1億3,657万3,000円を計上し、歳出では保険給付費2,586万7,000円、基金積立金9,289万4,000円、諸支出金1,781万2,000円を計上しました。

次に議案第51号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,543万7,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金109万4,000円を計上し、一般会計繰入金23万円を減額するものです。

歳出では、漁業集落排水施設整備事業費86万4,000円を計上するものです。

次に議案第52号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,232万3,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金246万2,000円を計上し、一般会計繰入金160万円を減額するものです。

歳出では、営農飲雑用水施設整備事業費86万2,000円を計上するものです。

次に議案第53号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,348万3,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金338万8,000円を計上し、歳出では下水道事業費に338万8,000円を計上するものです。

次に議案第54号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ481万9,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金を35万1,000円計上し、歳出では、同額を繰出金として計上しました。

次に議案第55号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,475万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,326万8,000円とするものでございます。

歳入では、支払基金交付金20万3,000円、他会計繰入金35万1,000円、繰越金4,419万8,000円を計上しました。

歳出では、介護保険準備積立基金積立金に1,767万6,000円、償還金に1,603万8,000円、一般会計繰出金に1,103万8,000円を計上しました。

次に議案第56号は、収益的収入第1款第1項の営業収益に250万円を追加し、収入の総額を3億6,627万8,000円とするものでございます。

収益的支出では、第1款第1項の営業費用に268万円を追加し、支出の総額を3億5,089万5,000円とするものでございます。予算第6条に定めていた職員給与費4,988万3,000円を人事異動に伴い18万円を追加し、その総額を5,006万3,000円とするものでございます。

以上8議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議案第49号まちづくり課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

18～19ページをお願いします。

2款1項6目企画費19節負担金補助及び交付金1,200万円は、定住促進のための持家取得

助成を行うもので、昨年度は16件の助成を行いました、今年度すでに16件（8月25日現在）の助成を行っております。今回、20件分の持家取得助成（1件当り50万円の積算）と40歳以下の加算分20件（1件当り100万円）の予算を追加計上するものでございます。

次に、11目諸費19節負担金補助及び交付金840万は、4月1日からスタートしました自治公民館制度におきまして、日本財団の青パト助成事業を使い（8/10以内助成）各自治公民館に青色パトロールカー6台を配備するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○福祉課長（篠原 浩君） 議案第49号福祉課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

24～25ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金282万9,000円の増額は、一時預かり事業の補助基準単価が53万円から159万円に引き上げられたことによるものです。

3款2項2目児童措置費828万7,000円の増額は、保育士処遇改善臨時特例事業として、私立保育所の保育士の給与等の処遇改善のための委託経費が主なものでございます。

3款2項3目 保育所費7節賃金153万9,000円の増額は、中央保育所1名、番野地保育所1名の職員の産休に伴います代替職員の賃金でございます。

以上で、福祉課関係の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第49号農地課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

28ページから29ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費、農地制度実施円滑化事業217万7,000円につきましては、宮崎県の補助を受けて、農地利用状況調査などの遊休農地解消に向けた取組の為の事務費及び宮崎県農地中間管理機構との情報共有を図るための農地基本台帳のシステム改修委託料142万6,000円を計上いたしました。

30ページから31ページをお願いいたします。

6款1項7目農地費、工事請負費2,000万円につきましては、6月上旬の集中豪雨により被害をうけた、所管する農道及び排水路等の農業用施設の補修をおこなうための工事費であります。

40ページから41ページをお願いいたします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、工事請負費3億400万円につきましては、同じく6月上旬の集中豪雨により被災した、所管する農業用施設災害及び農地災害の内、国庫災害復旧事業として申請可能な箇所について、復旧費を計上いたしました。但し、国の災害査定（予算決定）が10月上旬の予定のため、補正予算額については、歳入補助金及び分担金、歳出災害復旧費ともに、災害報告額に合わせた見込み計上であります。内訳につきましては、農業用排水路の崩壊が、5カ所。農地の法面崩壊や表土流出などが、17カ所（13ha）であ

ります。

以上で、農地課関係の補足説明を終わります。

○産業推進課長（押川 義光君） 議案第49号産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

30～31ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金587万円中、尾鈴地域農業再生協議会補助金225万円は、経営所得安定対策直接支払推進事業を安定的に遂行しつつ、尾鈴地域農業の核となることを目指して、尾鈴農協、都農町と合同で職員を採用し事業を行うための人件費として補助するものです。同じく直接支払推進費補助金362万円は、事業に係る事務費について国からの交付決定を受け尾鈴地域農業再生協議会へ補助するものです。

32～33ページをお願いします。

3項4目漁港建設費19節負担金補助及び交付金80万円は、通浜漁港の北防波護岸及び沖防波堤工事実施に対する町負担分の追加が必要となりましたので計上いたしました。

34～35ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費13節委託料111万1,000円は、児湯食鳥工場東側の町有地に設置しています工業用水貯水槽の内部清掃業務を委託するために 計上いたしました。

同じく19節負担金補助及び交付金2,000万円は、口蹄疫被害による経済復興途上である本町において、4月の消費税率引き上げも大きく影響し、ダブルパンチで消費動向が低迷しています。消費に刺激を与え経済循環を促進するうえでも即効的な対策が必要なため、復興対策基金を活用し年末に向けてプレミアム付商品券発行事業を実施する費用として実施主体であります商工会に補助するものです。

以上で、産業推進課関係の補足説明を終わります。

○教育課長（米田 政彦君） 議案第49号教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

24～25ページをお願いします。

3款2項児童福祉費5目児童館費7節賃金の96万4,000円は、中央児童クラブの入会希望者の増加に伴い、受入体制充実のため、指導員1人を増員する費用として計上するものです。

38～39ページをお願いします。

10款2項小学校費1目学校管理費13節委託料の197万3,000円は、次年度以降、夏季休業期間を利用して小学校の工事を実施できるよう、準備を進めるために予算計上するものです。

10款4項社会教育費1目社会教育総務費8節報償費の25万6,000円の減額とマイクロバス賃借料の5万円の減額は、県補助金の内示を受けて講座等の日数の見直しを行った結果減額するものです。

40～41ページをお願いします。

10款4項4目文化財保護費13節委託料の324万円は、次年度以降に新橋溜池の改修を実施

できるよう、準備を進めるために予算計上するものです。

10款5項保健体育費2目保健体育施設費15節工事請負費の108万円は、運動公園内遊具の改修費用として予算計上するものです。

以上で、教育課関係の補足説明を終わります。

○建設課長（村井 俊文君） 議案第49号建設課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

42～43ページをお願いします。

11款2項1目13節委託料100万円は、今後の災害発生に対応するため測量委託料を計上いたしました。

15節工事請負費7,112万2,000円は、毘沙門・篠原線他22カ所の道路災害復旧工事の工事費を計上いたしました。

2目15節工事請負費1,366万2,000円は、尾花川他2カ所の河川災害復旧工事の工事費を計上いたしました。

以上で、建設課関係の補足説明を終わります。

○町民健康課長（三角 博志君） 議案第50号につきまして、その補足説明を申し上げます。

7～8ページをお願いします。

まず、歳入ですが、11款1項2目その他繰越金を1億3,657万3,000円増額しました。これによりまして繰越金の総額は、2億1,151万1,000円となります。

9～10ページをお願いします。

次に歳出ですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費2,571万7,000円の増額は、医療費の増額に対応するために見込みにより計上するものです。

2款5項1目葬祭費15万円の増額は、見込みにより計上しました。

9款1項1目保険準備積立基金9,289万4,000円は、基金への積立金として増額しました。これにより基金積立額は、3億円となります。

11款1項3目償還金1,781万2,000円は、前年度の高齢者医療円滑制度運営事業費補助金、及び療養給付費等負担金、退職医療療養給付費等交付金の超過交付による返還金が求められているために計上するものです。

以上で補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 議案第51号につきまして、その補足説明を申し上げます。

7～8ページをお願いします。

歳入ですが、2款1項1目1節一般会計繰入金を23万円減額しました。

3款の繰越金では前年度の漁業集落排水事業特別会計繰越金109万4,000円を計上しました。

9～10ページをお願いします。

次に歳出ですが1款1項1目漁業集落排水施設整備事業費15節工事請負費86万4,000円は、

通浜浄化センターの給気ファンが故障したため更新工事費を計上しました。

続きまして、議案第52号につきまして、その補足説明を申し上げます。

7～8ページをお願いします。

歳入ですが、2款1項1目一般会計繰入金を160万円減額しました。

3款の繰越金では前年度の営農飲雑用水事業特別会計繰越金246万2,000円を計上しました。

9～10ページをお願いします。

次に歳出ですが、1款1項1目営農飲雑用水施設整備事業費11節需用費の修繕料は、掛迫浄水場の原水前処理ろ過設備修繕他86万2,000円を計上しました。

続きまして、議案第53号につきまして、その補足説明を申し上げます。

7～8ページをお願いします。

歳入ですが、5款1項1目1節の繰越金は、前年度の下水道事業特別会計繰越金338万8,000円を計上しました。

9～10ページをお願いします。

次に歳出ですが、1款1項1目下水道事業費11節需用費修繕料230万8,000円は、6月4日の豪雨による浄化センター浸水に伴う機器修繕及び堆積土砂撤去分を計上しました。15節工事請負費108万円は、浄化センター管理棟浸水防止のための止水板設置工事分を計上しました。

続きまして、議案第56号につきまして、その補足説明を申し上げます。

9ページをお願いします。収益的収支明細書でございます。

収益的収入、1款1項営業収益の250万円の計上は、2目受託工事収益で配水管未普及地新設工事収益の追加計上によるものです。

収益的支出、1款1項営業費用268万円の計上は、3目受託工事費、配水管未普及地の給水工事250万円の計上と、人事異動に伴う職員給与費18万円の計上でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第21 議案第57号 「平成25年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について」を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第57号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、地方公営企業法の一部改正により、平成25年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

水道事業会計の未処分利益剰余金6,716万8,142円の処分につきましては、3,300万円を減積立金に、3,416万8,142円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、平成26年度への繰越利益剰余金につきましては、0円とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第22 諮問第1号 「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 諮問第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の平塚金治氏が平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として再度推薦したく御提案するものでございます。

平塚氏は、平成12年1月1日に人権擁護委員として就任され、今日まで人権啓発、人権相談などの活動に精力的に御尽力いただいております。

人格識見ともに優れた方で、法務大臣に人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり適任と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第23 同意第1号 「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員の坂本鈴子氏が平成26年9月30日をもって任期が満了となるため、再度選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....
午前10時04分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引続き会議を実行します。

日程第24 認定第1号 「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第25 認定第2号 「平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第26 認定第3号 「平成25年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上、3案件を一括議題とします。朗読は省略します。本3案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 認定第1号から認定第3号までにつきまして、御報告申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提

出し、議会の認定をお願いするものでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入の決算額 72億8,119万7,750円。歳出の決算額 71億1,356万2,922円。歳入歳出差引残額 1億6,763万4,828円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額 27億6,822万8,411円。歳出の決算額 25億5,671万7,604円。歳入歳出差引残額 2億1,151万807円であります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額 2,703万4,217円。歳出の決算額 2,593万9,058円。歳入歳出差引残額 109万5,159円であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計につきましては、歳入の決算額 1,106万5,868円。歳出の決算額 860万2,799円。歳入歳出差引残額 246万3,069円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額 1億602万6,489円。歳出の決算額 1億263万7,423円。歳入歳出差引残額 338万9,066円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額 460万6,507円。歳出の決算額 425万4,170円。歳入歳出差引残額 35万2,337円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額 13億7,453万3,295円。歳出の決算額 13億3,033万3,571円。歳入歳出差引残額 4,419万9,724円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額 1億4,624万5,632円。歳出の決算額 1億4,444万2,167円。歳入歳出差引残額 180万3,465円となりました。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収入の決算額は、3億6,010万1,549円。収益的支出の決算額は、2億8,463万2,684円。当年度純利益は、税抜き6,716万8,142円となりました。

次に、資本的収入の決算額は、441万7,540円。資本的支出の決算額は、2億355万8,203円。収入額が支出額に対して不足する額、1億9,914万663円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金より補てん致しました。

一般会計の決算額の歳入のうち、最も大きな財源であります普通交付税相当分については、大枠で国の予算配分の減少により2.0%の減となりました。

一方、保育園建設に伴う交付金、地域の元気臨時交付金等国庫補助金が大幅な増額となりました。景気は、僅かながら回復の兆しが見え、評価替えや太陽光発電建設による固定資産税の伸びで町税としては2.4%の増となり、一般会計の歳入決算72億円、歳出決算71億円台で、平成24年度に比べ増額決算となりました。

本町財政におきましては、約4割を地方交付税に依存しており、国の施策の動向が、町財政に大きく影響することは否めませんが、地方債残高は、計画的な償還により年々減少しています。自主財源の確保はもとより、限られた財源の有効活用で効率的な町政運営に努めたところでございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者及び環境水道課長に補足説明をさせますので、

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い致します。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○会計課長（橋本 正夫君） 認定第1号につきまして、その補足説明を申し上げます。

一般会計事項別明細書の11、12ページをお願いします。

歳入の1款町税でございますが収入済額14億1,605万7,736円で収納率90.1%となります。

不納欠損は、町民税179件、固定資産税239件、軽自動車税95件、合計513件、総額2,288万3,384円となっております。収入未済額は、1億3,211万5,975円であります。

17、18ページをお願いします。

中段の11款分担金及び負担金、2項負担金1目民生費負担金中、2節児童福祉費負担金、収入済額9,808万3,576円で収納率93.6%は、前年度比3.6%の増であります。

収入未済額は、670万3,770円であります。

19、20ページをお願いします。

下段の12款使用料及び手数料4目土木使用料3節住宅使用料収入済額7,546万1,060円で収納率は、99.9%で前年度比0.1%の増であります。

なお、収入未済額は、6万6,400円であります。

次に、65、66ページをお願いします。

下段の歳入合計、収入済額は、72億8,119万7,750円で前年度比0.6%の増であります。

不納欠損額は、2,288万3,384円で町税分であります。

収入未済額は、1億4,827万5,331円で町税未収分1億3,211万5,975円が主なものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

67、68ページをお願いします。

1款議会費の支出済額は、9,176万3,443円で前年度比2.3%の増であります。これは、主に備品購入費の増によるものです。

下段の2款総務費の支出済額は、16億5,552万3,212円で前年度比2.0%の減であります。

次に、93、94ページをお願いします。

上段の3款民生費の支出済額は、23億3,520万1,520円で前年度比11.5%の増であります。主な要因は、児童福祉費の措置費中補助金及び委託料の増によるものです。

次に、109、110ページをお願いします。

上段の4款衛生費の支出済額は、4億7,277万2,676円で前年度比2.5%の増であります。主な要因は、西都児湯環境整備事務組合負担金の増によるものであります。

次に、119、120ページをお願いします。

下段の5款労働費の支出済額は、2,945万4,000円で前年度比83.4%の増であります。この要因は、緊急雇用創出事業等の失業対策費委託料の増によるものであります。

次に、121、122ページをお願いします。

中段の6款農林水産業費の支出済額は、6億5,283万6,028円で前年度比11.7%の減であります。主な要因は、宮崎県営事業負担金及び森林整備加速化・林業再生事業の減によるものです。

141、142ページをお願いします。

上段の7款、商工費の支出済額は、4,902万4,978円で前年度比24.1%の減となっております。主な要因は、商品券発行事業の減と川南温泉廃止によるものです。

次に、143、144ページをお願いします。

下段の8款土木費の支出済額は、4億3,030万1,063円で前年度比5.4%の減であります。

主な要因は、市町村道整備事業の工事請負費の減によるものです。

次に、151、152ページをお願いします。

下段の9款消防費の支出済額は2億5,433万7,102円で前年度比3.2%増であります。主な要因は、消防ポンプ車及び消防ポンプ等の備品購入費の増によるものです。

次に、155、156ページをお願いします。

10款教育費の支出済額は、4億6,859万16円で前年度比6.2%の減であります。主な要因は、サンA川南文化ホールの維持管理工事費等の減によるものです。

次に、181、182ページをお願いします。

12款公債費の支出済額は、6億7,193万5,488円で前年度比6.6%の減であります。

次に183、184ページをお願いします。

下段になります。歳出合計の支出済額は、71億1,356万2,922円で前年度比0.5%の増であります。

繰越明許費は、3億6,278万3,000円、不用額は、1億991万5,078円で予算執行率は93.8%となっております。

次に、認定第2号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計事項別明細書について申し上げます。

210、211ページをお願いします。

1款国民健康保険税の収入済額は、6億1,043万2,968円、収納率は71.2%で、前年度比0.9%減となっております。その内、現年課税分は、収納率91.7%で、滞納繰越分は15.2%であります。不納欠損額は、2,760万7,024円で件数は212件となっております。収入未済額は、2億1,966万5,402円であります。

次に、220、221ページをお願いします。

下段の歳入合計の収入済額は、27億6,822万8,411円で前年度比2.4%の増であります。

歳出について申し上げます。

234、235ページをお願いします。

下段の歳出合計の支出済額は、25億5,671万7,604円で、前年度比3.9%の増となっております。この主な要因は、一般被保険者療養給付費及び保険準備積立基金の増によるものです。

不用額は、1億1,176万2,396円で予算執行率は、95.8%であります。

次に漁業集落排水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。

244、245ページをお願いします。

下段の歳入合計の収入済額は、2,703万4,217円で前年度比8.3%の増であります。この要因は、一般会計からの繰入金の増によるものです。

次に、246、247ページをお願いします。

下段の歳出合計の支出済額は、2,593万9,058円で、前年度比7.2%の増であります。この主な要因は、通浜浄化センター電気設備等の修繕費の増によるものです。不用額は、88万9,942円で予算執行率は、96.7%であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計事項別明細書について申しあげます。

258、259ページをお願いします。

下段の歳入合計の収入済額は、1,106万5,868円で前年度比0.9%の増となっており、主な要因は、使用料の増によるものです。

260、261ページをお願いします。

下段の歳出合計の支出済額は、860万2,799円で前年度比12.1%の減で、主な要因は、修繕料の減によるものです。不用額は161万8,201円で、予算執行率は84.2%であります。

次に、下水道事業特別会計事項別明細書について申し上げます。

272、273ページをお願いします。

下段の歳入合計の収入済額は、1億602万6,489円で前年度比17.8%の減となっております。主な要因は、一般会計繰入金の減によるものです。

276、277ページをお願いします。

下段の歳出合計の支出済額は、1億263万7,423円で前年度比17.7%の減であります。主な要因は、人件費・委託料・工事請負費の減によるものです。不用額は、166万6,577円で予算執行率は98.4%であります。

次に、介護認定審査会特別会計事項別明細書について申しあげます。

286、287ページをお願いします。

下段の歳入合計の収入済額は、460万6,507円で前年度比1.5%の減となっております。

288、289ページをお願いします。

下段の歳出合計の支出済額は、425万4,170円で前年度比5.9%の減であります。不用額は、35万1,830円で、予算執行率は92.4%であります。

次に、介護保険特別会計事項別明細書について申しあげます。

310、311ページをお願いします。

下段の歳入合計の収入済額は、13億7,453万3,295円で、前年度比7.3%の増で、主な要因は、国・県介護給付費負担金、支払費分交付金、一般会計繰入金等の増によるものです。

326、327ページをお願いします。

下段の歳出合計の支出済額は、13億3,033万3,571円で、前年度比6.9%の増で、主な要因は、居宅介護サービス給付費の増によるものです。不用額は、4,204万3,429円で予算執行率は96.9%であります。

次に、後期高齢者医療特別会計事項別明細書について申し上げます。

338、339ページをお願いします。

下段の歳入合計の収入済額は、1億4,624万5,632円で前年度比1.8%の減で、主な要因は保険料還付金及び一般会計繰入金の減によるものです。

342、343ページをお願いします。

下段の歳出合計の支出済額は、1億4,444万2,167円で前年度比1.2%の減で、主な要因は保険料還付金の減によるものです。不用額は182万3,833円で予算執行率は98.8%であります。

決算につきましては、平成25年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。

順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に実質収支に関する調書、財産に関する調書を綴っております。

また、特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書の次に実質収支に関する調書が綴っております。これらの調書に、それぞれ詳しく記載しておりますので、それにより御承知をいただきたいと思います。

なお、資料といたしまして決算成果表等をお手元に配布致しておりますので、よろしくお願い致します。

以上で補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 認定第3号につきまして、その補足説明を申し上げます。

決算書、1～2ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益は、3億6,010万1,549円。前年度比1.9%の増となりました。増の主な理由は、給水収益と雑収益（公有建物災害共済金）の増収によるものです。

支出、第1款水道事業費用は、2億8,463万2,684円。前年度比6.8%の増となりました。増の主な理由は、原水及び浄水費の動力費（電気料）の増、送配水設備の修繕費の増によるものです。

次に3、4ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は、441万7,540円。前年度比87.2%の減となりました。減の主な理由は、東九州自動車道建設に伴う水道用配水管布設替え工事負担金の減収によるものであります。

支出、第1款資本的支出は、2億355万8,203円。前年度比61.6%の増となりました。増の主な理由は、石綿管更新工事に伴う委託料及び石綿管等老朽管更新に伴う工事請負費の増によるものです。

また、欄外に記載しています資本的収入が資本的支出に対し不足する額が、1億9,914万

663円となりました。この不足分を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

次に、5ページをお願いします。

この損益計算書は、平成25年度中に得た全ての収益と、これに対応する費用を記載した報告書であり、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、7,263万8,096円となりました。

また、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が、マイナス530万5,184円となりました。

以上のことから、経常利益は6,733万2,912円となりました。

6の特別損失は、過年度修正損で水道料金16万4,770円を不納欠損処理といたしました。

当該年度の純利益は、6,716万8,142円となり、前年度比18.5%の減となりました。減収の主な理由は、給水収益の増収はあったものの、水源地及び浄水場の電気料の増や送配水設備の修繕費の増によるものです。

前年度繰越利益剰余金は0円で、当年度未処分利益剰余金は、6,716万8,142円となりました。

次に6ページをお願いします。

この剰余金計算書は、利益剰余金が、年度中にどのように増減したかを表した計算書です。

利益剰余金の部は、利益処分によって、減債積立金と建設改良積立金の年度中の増減を表しています。減債積立金へ3,700万円、建設改良積立金へ4,539万4,883円を積立てました。

なお、平成25年度の資本的収支決算において補てん財源として、減債積立金2,000万円、建設改良積立金1,900万円を取りくずしました。平成25年度末の残高は、減債積立金5,300万円、建設改良積立金1億3,479万8,516円となり積立金の合計が1億8,779万8,516円となりました。

資本剰余金の部は、水道事業外部から資本金以外の方法によって繰り入れた建設工事の財源となった工事負担金、国・県補助金、受贈財産評価額等であります。

また、国・県の補助金及び工事負担金については、平成25年度に布設替を行った分を当年度処分額として減額いたしました。

以上のことから、翌年度繰越資本剰余金は、5億8,050万6,356円となりました。

次に7ページをお願いします。

今議会において議決を求めています、未処分利益剰余金の処分についての計算書でございます。

内訳としまして、減債積立金へ3,300万円。建設改良積立金へ3,416万8,142円。合計6,716万8,142円をそれぞれ積立てようとするものでございます。

次に8ページをお願いします。

この貸借対照表は、平成26年3月31日現在、保有する全ての資産と負債及び資本を表しています。

資産の部、固定資産合計23億3,536万3,242円。流動資産合計5億8,074万3,051円。固定資産と流動資産の資産合計は29億1,610万6,293円となります。

次に9ページをお願いします。

負債の部、固定負債合計695万7,350円。流動負債合計6,770万2,743円。負債合計は、7,466万93円となります。

資本の部、自己資本金15億9,391万8,565円。借入資本金合計4億1,205万4,621円。資本金合計が、20億597万3,186円となります。資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計は28億4,144万6,200円で、負債資本合計は、29億1,610万6,293円となり前ページの資産合計と一致いたします。

10ページから22ページは、決算付属資料として、「概況総括事項」「議会議決事項及び職員に関する事項」「工事等の明細」「業務量、事業収入等に関する事項」「収益的収入及び支出の明細書」「資本的収支明細書」「固定資産明細書、企業債明細書」をそれぞれ記載しておりますので、それにより御承知いただきたいと思えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員（中村 守君） 決算審査の報告を申し上げます。

町長から審査に付されました平成25年度一般会計及び特別会計の7事業の各歳入歳出決算調書並びに財産に関する調書の審査を平成26年8月7日から8月21日までのうち10日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿、諸書類の審査を平成26年7月2日、3日、7日の3日間、中津克司監査委員と共に実施しました。

その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について適正であると認めました。

詳しくは、それぞれの決算審査意見書で御報告申し上げたとおりであります。

なお、主な会計の概要について千円単位でご報告申し上げます。

一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額74億5,235万6,000円に対し、収入済額は72億8,119万7,000円で調定額に対し97.7%の収入率であります。

歳入全体の収入未済額は、1億4,827万5,000円となっております。主なものは、町税の収入未済額前年度より1,736万7,000円減少の1億3,211万5,000円や、保育所保育料670万3,000円、老人ホーム入所費80万9,000円等であります。

町税の収入済額は、14億1,605万7,000円で、前年度より3,323万8,000円増加しています。

町税の不納欠損額は、513件の2,288万3,000円と多額になっておりますが、前年より件数で19件減少、金額で284万7,000円増加しております。各々地方税法に基づいて処理されてお

ります。

一方、町財政収入の主要部分を占めます地方交付税については、27億9,700万7,000円の交付がなされており、前年度より5,549万8,000円の減少となっております。

税の滞納につきましては、滞納者の動産・不動産、給与、預貯金の差押さえや、窓口納税相談、夜間の窓口徴収、コンビニへ依頼しての徴収、更には個人住民税の特別徴収制度の適正化の完全実施に取り組まれる等相当の努力・工夫がなされている。そうした努力が実り、25年度は徴収率が90.13%と前年度より1.05%改善され、その成果も上がっております。

税の徴収率の向上を図るのは、容易ではありませんが、心機一転、更に格段の工夫と努力を重ねられ、川南町の重要な自主財源の確保に努められるよう強く要望いたしました。

次に歳出についてであります。予算現額75億8,626万1,000円に対し、決算額71億1,356万2,000円であり、予算執行にあたっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率93.8%と適正な執行がなされています。

歳出予算において、生じた不用額は、1億991万5,000円で前年度より3,972万1,000円の増となっております。24年度までは、一節50万円以上が不用額の理由書提出の対象でありましたが、本年度より、予算現額に対し20%以上で20万円以上が対象となった。該当する節は18項目の節で941万5,000円（不用額総額の8.5%）となっている。今後、不用額等の調査の際にチェック漏れ等が起こらないよう、細心の注意を払うように強く指摘しました。

公債費については、町債が臨時財政対策債2億2,871万7,000円等、3億6,171万7,000円発行されたものの、一方では、地域総合整備事業債等6億7,193万5,000円の元金・利子償還がなされ、前年度より2億1,584万8,000円減少している。起債と償還の考え方は、4億弱起債して6億円以上償還していく方針で、町債の年度末残高は62億8,881万8,000円と年々順調に減少しております。

基金の運用については、平成25年度中に7億4,552万9,000円の積立増となっており、年度末基金残高は、51億8,407万2,000円となっております。積立増の主なもの、公共施設等整備基金5億8,398万円や、財政調整基金6,500万円、国保特別会計保険準備積立基金4,900万円、地域の元気臨時交付金6,513万4,000円等であります。

25年度は、口蹄疫埋却地再生活用対策事業と平行した防疫対策事業、水道会計の老朽管更新事業、山本地区保育園建設事業、自治公民館制度移行準備期間に伴う分館育成交付金事業、斎場の広域化事業等の新規事業を含む116の項目に渡る各種施策が13億円強の投資額で実施されています。

住民の暮らしを担う地方公共団体は今、いつどこで何が起こるか分からない想定外の事案・災害に備えて、健全な財政を維持する経営の能力が問われています。

財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（『健全化法』）が平成21年4月に全面施行されております。以後、本町も財政係において健全化法の趣旨にのっとり適切に対処されている。我が町の操舵室として

更なる経営能力の強化に努めるべく強く要望したところであります。

次に国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額30億1,550万円に対し、収入済額は、27億6,822万8,000円、収入不足額は、2億4,727万2,000円となっています。内訳は、収入未済額2億1,966万5,000円と不納欠損額2,760万7,000円であります。国保税の収入済額は6億1,043万2,000円で徴収率は71.2%（前年度比1.0%の増）となっており、町税同様評価するものであります。しかし、国保税の滞納額も多額でありますので、その徴収についても町税同様、更なる努力・奮闘を要望いたしました。

次に介護保険特別会計ですが、歳入調定額13億8,115万3,000円に対し、収入済額13億7,453万3,000円、収入不足額は、662万円となっています。内訳は、収入未済額506万1,000円と不納欠損額155万8,000円であります。本町の高齢化率28.9%、今後ますます高齢化が進展してくる現状であり、要介護認定者数も前年度比77人増加しています。平均寿命から健康寿命を差引いた差が、男性9年、女性13年と言われている。特定健康診査等を積極的に受けていただき、健康寿命を伸ばし、介護認定を遅らせる健康づくりに努めることを期待する。

その他の特別会計も各々の決算審査意見書のとおり、適正な運営がなされております。

続きまして、水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は6,716万8,000円で前年度に対し、1,522万6,000円の減であります。減の主な要因は、給水収益の増収はあったものの、一方、費用では原水及び浄水費の増、送配水及び給水費の増によるものである。

積年の懸案事項である有収率については、81.8%（類似団体平均80.6%、全国平均90.0%）であり、前年度より1.1%改善されております。漏水防止対策は平成21年度より取り組んでおり、漏水調査方式の成果が有収率として表れてきている。更に徹底した調査と徹底した修理により、漏水の防止に努力されるよう要望し大いに期待します。昭和50年の供用開始から38年が経過し、施設・管路等も老朽化しています。広大な土地に総延長258kmの管路を有しており、施設・機器類・管路の更新途中である。平成24年度より本格的に、石綿管更新事業が実施されている。平成25年度末現在、延長約14kmの石綿管が残っており、平成32年度までに更新完了予定である。今後これらの布設替などに多額の改良工事が必要であり、十分に注意して計画的な経営が必要であります。

以上、本町の一般会計、特別会計トータルの歳出決算規模で、115億3,680万円の決算審査結果の概要を申し上げます。

今後、行政、議会、町民が一体となってこの厳しい現状を共通認識し、この難局に立ち向かい川南町のテーマであります。「生まれて育ったことに誇りの持てる町川南」を目指し、構築されることを強く希望致します。以上終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

日程第27 報告第8号 「平成25年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。朗読は省略します。本案件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第

1 項及び第22条第1 項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期 健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を「財政健全化判断比率」として定めています。

本町の平成25年度決算に基づく「財政健全化判断比率」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率のいずれも、健全化法により早期健全化計画の策定が義務付けられる 基準以下となっており、健全な財政運営を行っていることが「財政健全化判断 比率」という客観的指標により判断できます。

実質公債費比率については、前年度数値よりよい数値になっています。これは、計画的な地方債の運用により、償還が順調に進んでいることが大きく影響して います。今後とも、後世に過度の負債を残さない健全な財政運営に努めていきたいと思っております。

以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、審査を受けましたので、その意見書を付けて、御報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） ここで、代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（中村 守君） 平成25年度財政健全化の審査を去る8月22日、中津克司監査委員と共に審査を致しました。その結果について御報告申し上げます。

審査の概要でございますが、健全化の審査は、町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施致しました。

審査の結果につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率の4項目であります。健全化の判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別であります。平成25年度①実質赤字比率・②連結実質赤字比率共にマイナスパーセントとなっておりますので、早期健全化基準の①実質赤字比率15.0%、②連結実質赤字比率20.0%に対して非常に下回っておるということで健全性がみられます。

③実質公債費率は、10.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、14.2%下回っており、健全な財政運営が成されていると認めたところであります。

④将来負担比率は、マイナスパーセント(将来予想される負担より資金が上回る)となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大幅に下回っており、健全な財政運営が成されていると認めたところであります。是正改善を要する事項はないということであり

ます。

それから平成25年度水道事業会計の経営健全化審査であります。これも同日8月22日ですが、中津克司監査委員と共に監査を実施致しました。

町長から提出されました資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類が

適正に作成されているかどうかを主眼として実施致しました。

審査の結果につきましては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認められました。ここに資金不足比率の表が出ておりますが平成25年度は、マイナスパーセントということで経営健全化基準の20%を下回っております、実質的な資金不足はないということで非常に健全であると認められます。是正改善を要する事項はないということであります。

以上で審査報告を終わります。

○議長（竹本 修君） ただ今の報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

以上で報告を終ります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、おつかれさまでした。

午前10時58分散会
